

第2回社会教育委員会議事録（議事要旨）

- 1 **開催日時** 平成17年7月21日（木）午後2時25分～3時40分
- 2 **開催場所** 浦安市文化会館 3階 中会議室
- 3 **出席者**
(委員)
舟田委員長、梅澤副委員長、小比類巻委員、今井委員、山本委員、指田委員、森委員、中村委員、津矢田委員、田中委員、下田委員
(事務局)
教育長、生涯学習部長、同次長、生涯学習課長、同主幹、市民スポーツ課長、青少年課長、中央公民館長、中央図書館長、視聴覚ライブラリー館長、郷土博物館副館長、青少年センター（兼）青少年館長、生涯学習推進係

4 議 題

※ 開会前に、委嘱状の交付及び正副委員長の互選を行った。

(1) 前回会議内容の確認

(2) 協議事項

- 1) 平成17年度社会教育関係団体の認定申請について（3件）

(3) 報告事項

- 1) みんなのスポーツの集いの結果報告について
- 2) 浦安市青少年海外派遣の実施について
- 3) 平成17年度 浦安市少年少女洋上研修の実施について

(4) その他

- 1) 今後の会議開催への要望について
- 2) 葛南地方社会教育連絡協議会研修視察について
- 3) 関東甲信越静社会教育研究大会について
- 4) 次回会議日程について

5 議事の概要

※ 正副委員長の互選の結果、推選により社会教育委員委員長に舟田 香氏、副委員長に梅澤弘子氏と決定した。

(1) 前回会議内容の確認

平成17年度第1回社会教育委員会議の議事録については、承認された。

(2) 協議事項

- 1) 平成17年度社会教育関係団体の認定申請について（3件）

カントリーダンス ステップ・インワヤス 承 認

浦安市ユニバーサルホッケー協会 承 認

辰 巳 の 会 承 認

(3) 報告事項

- 1) みんなのスポーツの集いの結果報告について
市民スポーツ課長より報告をした。
- 2) 浦安市青少年海外派遣の実施について
- 3) 平成17年度 浦安市少年少女洋上研修の実施について
青少年課長より説明した。

(4) その他

- 1) 今後の会議開催への要望について
社会教育委員より、今後の会議の持ち方について提案があった。
- 2) 葛南地方社会教育連絡協議会研修視察について
- 3) 関東甲信越静社会教育研究大会について

2) 及び3) について、事務局より説明した。

4) 次回会議日程について

次回の会議は、平成17年9月15日の開催予定。

6 会議経過

(1) 前回会議内容の確認

前回開催の第1回社会教育委員会議の議事録については、承認された。

(2) 協議事項

1) 平成17年度社会教育関係団体の認定申請について(3件)

平成17年度社会教育関係団体の認定申請について、新規に申請のあった3団体の概要を生涯学習課長より説明した。

その際に表明された質問及び意見は次のとおりである。

《カントリーダンス ステッピーインウラヤス》

(質問) 会場使用料が計上されているが、どの会場を使用するものなのか。

(回答) 日の出公民館大集会室を使用した際の使用料である。

(質問) 社会教育関係団体になることへの利点、及び認定ガイドラインについての説明を求める。

(回答) 認定ガイドラインには、会員数が10名以上、団体設立後1年以上が経過していること、自己財源があること、事務所の設置場所と活動場所が市内であること、会長・副会長等の役員が置かれていること、活動の目的が社会教育事業に当てはまっていることという基準が設けられている。

また、社会教育関係団体への優遇措置としては、社会教育施設及び社会体育施設等の利用料の減免、教育委員会バスの使用の許可、運営及び指導者養成のための研修参加等の機会提供、そのほか活動補助金の交付を受ける資格がある。

認定の申請に当たっては、会則、予算及び事業計画、役員名簿等を提出いただき、判断している。提出書類については、今回申請のあった3団体とも揃っている状況である。

(意見) 社会教育関係団体に認定されると、公民館等の会場使用料が減免される。しかし、認定後に減免された使用料の予算使途については追究してこなかった現状がある。

(意見) 認定後、どのような使い方がされたかを確認する必要がある。

(回答) 予算に対し使用料の占める割合が大きい団体には、事前に認定後の使途について確認している。しかし、この団体には確認はとっていないが、概ね事業費に振り分けられると考えている。実態については、認定承認後、団体へ確認していきたい。

(質問) 認定ガイドラインには、社会教育事業に当てはまっている活動がされていることとの要件がある。1年間の活動実績しかない団体に対し、社会教育関係団体として認定できる事業的な効果が得られているか現時点で確認できているのか。それとも今後効果が得られるであろうという想定に基づき、社会教育関係団体として認定していくのか。

(回答) 会員を増やし、技術や技能を地域に還元していく活動による効果が高いと判断できる団体に対して認定していく。

(意見) 学ぶこと自体が社会教育関係団体としての第一歩であり、それが地域の活性化に繋がると思われる。

(質問) 社会教育関係団体として認定した後、事業報告等により団体の活動を検証されているのか。

- (回答) 答申にも記載されているが、公民館の使用料免除や教育委員会バスの使用などの優遇措置を受けたいがために、認定申請を提出する団体が存在すると指摘されている。この辺りについては、検討を重ねていく必要がある。活動は、継続的に活発に行われているものと推測する。
- (質問) 体育施設の使用料も免除されるのか。
- (回答) 体育施設については減免規程を定め、団体の性質や活動目的に照らし合わせて対応している。
- (回答) 体育施設の使用料については、社会教育関係団体として認定した団体すべてを減免してはいない。
- (質問) 発足時と現時点でのメンバー構成に変化はあるのか。
- (回答) 団体に確認していないため発足時の会員数は把握していないが、現在入会予定者もいると報告がある。盛んに会員を集めるために、ミニコミ紙等を利用して会員募集を行っている。
- (質問) 認定ガイドラインに該当しなくなった社会教育関係団体に対しては、認定の取り下げをしているのか。
- (回答) 団体によっては、会員数の減少により活動が継続できないという報告をいただく。その際には、解散届を提出していただいている。
- (質問) 社会教育委員会議での報告はあるのか。
- (回答) 現状では行っていない。
- (意見) 解散届が提出された際には、会議で報告をしていただきたい。
- (質問) 団体への現況調査をしていないのか。
- (回答) 約500団体が存在するため、毎年の調査は無理であるが、数年に一度は現況調査をしてきた。今後は実施間隔を短縮し、時機をみて調査を実施したい。

《浦安市ユニバーサルホッケー協会》

- (質問) 謝礼金とはどのような性質のものか。
- (回答) 当代島公民館の事業に指導者として参加したときの謝金である。
- (質問) 軽スポーツ協会から助成金をいただき、加えて社会教育関係団体として会場使用料免除などの優遇措置を受けるということは、二重の補助がされているものと考えがいかかか。
- (回答) 社会教育関係団体に認定され、その優遇措置によって恩恵を受けることは制限するものではないと考える。
- (質問) 二重に補助金が交付されている団体もあるということか。
- (回答) 団体に対し、補助金を重複して交付してはいない。
- (意見) 活動補助金の交付に加え、施設使用料が免除されることで、団体の運営が助かっている状況がある。

《辰 巳 の 会》

- (質問) 軽スポーツ協会と体育協会とは同等の位置付けであるのか。
- (回答) 同等であり、両団体とも社会教育関係団体である。
- (質問) 軽スポーツ協会への加入は今後行っていくのか。
- (回答) グラウンドゴルフ協会は軽スポーツ協会に加入している団体であり、この辰巳の会は、グラウンドゴルフ協会の傘下の団体である。
- (意見) 実態を知るために、同団体が参加しているグラウンドゴルフ教室に参加してきた。常時130名が登録し、当日は70名程度が参加し、健全なスポーツを楽しんでいた。
- (質問) 体育施設の使用料が減免されないということがあがるが、スポーツ団体が社会教育関係団体に認定することの意義はあるのか。

(回答) 会議を開催する際に公民館施設の使用料が免除されることと、市外で開催される大会等への移動手段として教育委員会バスが活用できるというメリットがあるため、認定申請したものとする。

(意見) 答申作業の際に、認定しつばなしという問題が提示された。申請のあった団体については事務局で書類審査をしていると思うが、この2年間で未認定とした団体はなかった。社会教育関係団体として認定することで、どれだけ利益があるかを考えていかなければいけない。

(回答) 社会教育関係団体としてのメリットだけ重視して申請されることは避けたい。地域貢献ということが大前提にあるので、その辺を勘案しなければいけない。

(意見) 議案として上程されるまでには、相当検討されてきている。団体の活動が地域に広まったり、地域に根ざしたりしていけば、社会教育の振興になるということで議題として提案されているものとする。これから、なるべく認定していく方向で進めていきたい。

(3) 報告事項

1) みんなのスポーツの集いの結果報告について

6月26日に総合体育館等で開催した「みんなのスポーツの集い」の結果を市民スポーツ課長より報告した。

2) 浦安市青少年海外派遣の実施について

8月13日～24日の10泊12日を実施する青少年海外派遣について、青少年課長より説明した。

その際に表明された質問は次のとおりである。

(質問) 参加負担金はいくらか。

(回答) 総額の3分の1を自己負担とし、12万円である。

(質問) 7名が中学校からの学校推薦であるが、その基準を教えてください。

(回答) 学校に一任していることから、推薦基準は設けていない。学校によっては生徒会長を選出するところもある。なお公募については、英語のヒアリング、作文、面接により選考委員会で選考している。

(質問) 公平に選考する必要があると考える。

(回答) 学校内で公募すると多くの生徒から募集があり、選考が難航することもある。場合によっては、一般公募に適用する選考基準を配付し、それに基づいて選考していただくことも考えられる。

3) 平成17年度 浦安市少年少女洋上研修の実施について

8月23日～27日の4泊5日を実施する少年少女洋上研修について、青少年課長より説明した。

その際に表明された質問は次のとおりである。

(質問) 学校によって申込状況が異なるが、どのように周知をしたのか。

(回答) チラシにより学校を通じて周知したほか、広報紙にも掲載した。

(質問) 抽選に漏れた方へのフォローはあるのか。

(回答) 小学校6年生から中学校3年生までの4回の参加機会がある。抽選に漏れた方を次年度優先することはない。

(質問) 定員枠を広げることは考えていないのか。

(回答) 宿泊先のキャパシティや船の手配が難しいため、定員枠を広げる考えはない。

(4) その他

1) 今後の会議開催への要望について

社会教育委員としての共通話題として、社会教育に関する勉強の機会を

会議終了後に設けていただきたいとの要望が社会教育委員よりなされた。

2) 葛南地方社会教育連絡協議会研修視察について

8月25日に実施する研修視察について、事務局より説明した。参加希望の方は、8月10日までに生涯学習課へ連絡して欲しい旨を伝達した。

3) 関東甲信越静社会教育研究大会について

9月8日・9日に開催する同研究大会について、8名の委員から参加意向があったことを伝達し、その他の連絡事項を伝えた。

4) 次回会議日程について

次回の会議は、平成17年9月15日の午後2時から文化会館で開催する予定である。

以 上